

**公益財団法人ふくい産業支援センター**  
**ふくい企業リスクリング伴走支援事業 コーディネーター設置および公募要領**

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）では、ふくい企業リスクリング伴走支援事業の実施に当たり、県内企業等への支援に対応するコーディネーターを以下の通り設置および募集する。

**1 募集内容**

当センターからの委嘱により業務を行うものとする。

募集人数 若干名

県内企業が中長期的な経営戦略等を実現するために必要とする知識・スキルを従業員に習得させるリスクリングやキャリアプラン実現に向けた自立的な企業の活動をサポートする人材育成計画の策定を伴走支援する者（以下、コーディネーターという。）を募集する。

**2 コーディネーターの業務内容（委嘱内容）**

支援先企業の経営課題を解決するための人材育成計画書の策定を行う。

原則として支援先企業1社あたり数回、伴走支援として、訪問またはオンラインなど企業の実情に応じた方法により相談対応する。

また、人材育成計画書の策定に向けての具体的な取組みは以下の通りとする。

- ① 企業の経営戦略および中長期的方針の整理
- ② 人材に関する経営課題の洗い出しおよび可視化
- ③ 必要な人物像および能力要件の明確化
- ④ リスクリング方針およびキャリアアップ方針の整理
- ⑤ 事業成果の事例集作成に向けた支援事例の整理
- ⑥ その他、上記の実施にかかる付帯業務およびセンターが必要と認める業務

なお、支援先企業への訪問等には、支援センター職員その他関係者が同行する場合があります、コーディネーターはそれを拒むことはできないものとする。

**3 条件等**

(1) 謝金	<p>【企業相談料】 24,000円（消費税抜、交通費含む）/1回 原則、1回あたり半日（3時間程度）の勤務に対し謝金を支払う。 なお、1回あたりの勤務時間が延長された場合も増額しない。 ※報酬は毎月末日までの期間で計算し、原則翌月21日に支給する。</p> <p>【人材育成計画書作成料】 100,000円（消費税抜） 策定した人材育成計画書を支援先企業へ提出し、完了が認められた 原則翌月21日に支給する。</p>
--------	---

(2) 旅費	センター規程に準じて支給する。 ※通勤手当は原則支給しない。
(3) 委嘱期間	契約日から、当該年度の3月31日まで
(4) 企業相談回数	原則、1社あたり年度内で6回まで。 ※日数・相談業務日は事務局との調整により都度決定する。
(5) 相談業務時間	当センターの運営時間(8:30~17:15)を基本とする。
(6) 相談業務場所	① 相談者の会社・事務所 支援先企業および支援センターが認めた場合 ② キャリアアップ支援センター(福井県中小企業産業大学校内) ③ コーディネーターの勤務場所(オンラインなど)
(7) 契約形態	・委嘱契約とする。(社会保険の加入はなし。)

#### 4 応募資格(条件等)

応募対象となるのは、次に掲げるすべての条件をすべて満たす者とする。

- ① キャリアコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士その他、企業の人材育成に関する実務経験を有する方
- ② コミュニケーション能力に優れ、福井県内の中小企業者等への支援に熱意があり、支援先業の課題を的確に把握し、親身に対応できる方
- ③ 車等を運転して福井県内の相談者の会社・事務所に訪問し、業務遂行ができる方
- ④ パソコンによる文書等の作成(Excel、Word、PowerPoint等)、インターネットやメール等により業務遂行ができる方
- ⑤ オンライン(Teams、ZOOM等)を利用して相談対応・打合せ・セミナー等が実施できる方

#### 5 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募および選考にかかる費用は、自己負担とする。
- (2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィール情報をホームページなどで公表する場合がある。
- (3) コーディネーターは本事業により知り得た企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはならない。委嘱期間満了後も同様とする。
- (4) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときは、契約を取り消すことができるものとする。
  - ① 本事業の目的または内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ 支援センターに虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④ 法令などに違反する行為を行った場合
  - ⑤ 社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ⑥ 心身に著しい障害があることが判明し、専門家としての業務に耐えられない

と認められる場合

- ⑦ その他、本事業の専門家として不適格と認める場合

## 6 公募要領

### (1) 応募方法

- ① 公募期間 令和8年6月19日（金）17時必着
- ② 提出書類 ・応募申請書（様式1）・・・1部  
・4①に該当する資格を有する場合、それを証する書類の写し  
福井県中小企業産業大学のホームページからダウンロード可能。  
下記問合せ先まで送付又は持参。（メールの場合はPDF ファイルを添付）

### (2) 選考方法・スケジュール等

1次審査（書面）及び、必要に応じて2次審査（面接）により決定する。

※面接場所、方法などは改めてご連絡します。

- ① 書類審査：書類選考は届き次第実施。  
② 面接審査：書類選考通過者へ、必要に応じて都度実施。  
③ 結果連絡：随時メールにて通知予定。

※採用可否の理由に関する問い合わせについては回答いたしませんのでご了承ください。

## 7 その他

- (1) 提出書類は返却しないものとする。ただし、機密保持には十分配慮する。  
(2) 委嘱決定後も、本事業の目的や内容から逸脱した行為、社会的信用を失墜する行為などを行った場合は委嘱契約を取り消す場合がある。

### 1. 書類提出先・問合せ先

公益財団法人ふくい産業支援センター 人材育成部

（ふくい企業リスクリソリング伴走支援事業 コーディネーター公募担当）

住所：〒918-8135 福井県福井市下六条町 16-15 福井県中小企業産業大学校

電話：0776-41-3775 メール：manabi@fisc.jp